

## 農政小委員会設置要綱

### (設置)

第1条 船橋市農業委員会会議規則（昭和29年7月30日規則第1号）に基づき開催される会議（以下「総会」という。）から付託される事項について、調査及び検討を行うため、船橋市農業委員会に農政小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

### (定数)

第2条 小委員会の委員の定数は、7人以内とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は、農業委員会の委員としての任期による。

### (委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

### (会議)

第5条 小委員会は、必要に応じて委員長が招集する。委員長が欠けたときまたは事故があるときは副委員長が招集する。

2 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 農業委員会会長及び同会長職務代理者は、小委員会に出席し、審議に参加するものとする。

### (職務)

第6条 小委員会は、総会から付託された事項について、調査及び検討を行い、その結果を速やかに総会に報告し、承認を受けなければならない。

### 附 則

この要綱は、昭和41年8月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。